

農村高利貸資本の展開過程 (三)

——宮城県登米郡における一高利貸業の分析——

澁 谷 隆 一

- 一、課題と方法
 - 二、調査地域の概況
 - 三、高利貸業の生成期
 - 四、高利貸業の発展期
 - 五、高利貸業の転換期（本号）
 - 六、高利貸業の衰退期（以下続稿）
- (一) 高利貸業の存立条件
(二) 高利貸業の性格
(三) 高利貸業の機能
(四) 要 約

五、高利貸業の転換期

明治四〇年代（ここでは四〇年から大正四年頃までをさしており、以下これにならう）は、主要産業部門における資本の集中・集積および資本輸出がいち早く進み、早熟な独占資本の形成が始められた時期である。こうしたわが国資本主義の目覚ましい発展は、いうまでもなく半封建的な地主制を踏台として進められた。しかし資本と地主制の相互補強関係が全くスムーズにいったとはいえない。むしろ資本主義の発展が進めば進むほど両者の矛盾は強まってくるのである。すなわち半封建的な地主制は、資本制商品の農村滲透を阻止するとともに、農民的小商品生産——従って産業資本への原料や食糧の供給——の発展を抑え、大工業（殊に軍需産業）の要請する質的に高度な労働力の供給さらに農村における貨幣資本の供給をも阻害するようになる。新たに芽生えてきたこの矛盾は、両者の相互補強関

係を崩すことなく、資本主義のより以上の発展を可能ならしめる形態に地主制を改編しながらいわば妥協的に解決された。この過程でとくに注目されるのは、四〇年代の農業諸政策であった。なぜならこの農業諸政策は、資本主義の急激な発展の線に沿う産業政策的な或は生産政策的な内容を軸としながら、一方においては、農村の疲弊を喰い止め、踏台としての地主制を維持してゆく効果をもねらったものと思われるからである。

四〇年代における当地方の経済構造なканすく農業構造は、三八年の大凶作を契機としてもち上ってきた東北救済と先の農業諸政策とが絡み合いながら強くおし進められ、ここに大きな変貌を遂げたのである。

では新たな局面を迎えた高利貸業は、どのような動きをみせたであろうか。すでにみたように登米郡における高利貸業者数は、四〇年をピークとして次第に減少し始めている。この量的な変化が、果して質的な変化を伴っていたかどうか、もし伴っていたとすればそれはどのような内容をもっていたかがここで検討されねばならない問題である。

(1) 高利貸業の存立条件

この時期における高利貸業の存立条件は、資本主義の発展に伴う農業構造の変容過程に照応して著しく変化した。それは、三〇年代にみられた高利貸業を發展せしめる条件だけではなく、これを阻止する条件も新たにつけ加わったことである。

最初に高利貸業を發展せしめる条件を挙げれば次の二点である。第一に、長期的不況の影響である。周知のように、わが国は日露戦争後に未曾有の好況期を迎えたが、それも長続きせず四〇年九月以後には深刻な不況に見舞

われた。いま当地方における不況の状況を登米町の米穀価格の変動をもつてみれば第四三表のようで、米、大豆、小麦価格ともそれぞれ四〇年以後下落し、四四年から大正二年にかけて一時恢復したものの再び大巾な低下を示している。米穀価格のこうした激しい下落は、自給経済から脱脚し、ようやく小商品生産者として成長しつつあった小農民なかんずく上層農家や一部の中層農家にたいして強い打撃を与えたことはいうまでもない。そしてこの不況は、小農民や小営業者たちだけでなく、彼等に寄生する商人や地主たちの所得を低め、その活動を萎縮させたのである。

「一般ノ商況ハ荒涼ヲ極メ総テ不景氣ヲ唱エサルハナク、物価又下落ノ一方ニ傾キツツ経済界又非常ノ暗胆ヲ示ス。事業家ノ失敗倒産ノ声、干時農民困頓ノ悲報事々物々切迫ヲ窮メツアル実況ナリ。為メニ中流社会昨年迄平和ノ經濟ヲ維持セシ輩迄モ不動産ヲ書入トシテ世計ヲ姦ニ立テサレハ此ノ年末ヲ凌ク能ワズ。」(四二年一月一三日『日誌』)

「昨四十二年ハ、而カモ不景氣ニ初マリ不景氣ニ終リタルノ年ナリキ。即チ物価ノ下落ハ滔々トシテ底止スル処ヲ知ラズ。事業ノ企画ハ頻々トシテ衰縮ノ悲境ニ陥リ、殊ニ農作物ノ下落ハ直接ニ民間ノ購買力ヲ減殺シ、更ニ進ンデ農民ノ疲弊、地主ノ

第 43 表 米穀価格の変動(登米町)

	米		大 豆		小 麦	
	価格	指数	価格	指数	価格	指数
	円	%	円	%	円	%
明治40年	18.00	100	9.80	100	9.00	100
41	13.50	75	9.15	93	8.50	94
42	11.70	65	—	—	8.50	94
43	9.40	52	7.30	75	8.00	89
44	14.00	78	9.00	92	9.00	100
45	15.70	87	9.10	93	9.60	107
大正 2	19.50	108	11.50	117	9.00	100
3	16.50	92	11.40	116	8.50	94
4	10.00	56	7.00	71	7.30	81
5	11.80	66	8.40	86	8.60	96
6	13.00	72	11.30	115	13.50	150

1. 米穀価格は、すべて桜井家『日誌』に記載された地元相場である。ただし40年の米は8月12日、大豆は11月8日、小麦は7月30日現在、他の年はいずれも1月1日現在の価格である。

減収ヲ訴フルノ已ムナキニ至リ、又然レトモ是農産物ノ不作ニ基因シタルノ恐慌ニアラズシテ金融上ヨリ起リタルノ物価ノ下落タラズンバアラズ。サレバ其ノ打撃ヲ被リタルノ範圍ハ独リ一部農民、地主ニ限ラレタルニアラズシテ、広ク一般經濟界ノ暗潮ヲ意味スルモノナリ。」(四三年度前半概況『日誌』)

「偶々米作ハ近年稀ニ見ル豊作ナリシモ是又米価暴落石拾円也ヲ以テシ、所謂豊年ノ凶作タルノ実ヲ示シ、大小地主ノ困厄実ニ意表ノ外ニアリ。」(大正四年度概況『日誌』)

参考までに郡内新田村における自作農と小作農の經濟收支を挙げておく(第四四表)。一見してわかるように、二三年及び三二年には小作はどうやら収支を償い、自作の場合には黒字さえ出していたが、四一年になると両者とも赤字となっている。四一年の赤字は、この年が平年作であったから、凶作の影響であるということは勿論いえない。だとすれば貨幣支出の増大と米穀価格の低下によって齎らされたといわねばならない。農家經濟がかつてのように単に凶作によってでなく、資本主義經濟に捲込まれる過程で、すでにその景氣變動を強く受け、こうした窮乏を呼び起したことはとくに注目されねばならない。

第二に、当地方特有の凶作の影響である。この時期には、四三年と大正二年に水害を受けている。四三年の被害反別は、田が無收穫六、〇〇五町、減収八二二町、畑がそれぞれ二、一九〇町、二六八町となっており、三八年に匹敵する程の大凶作であった。また大正二年は浸水反別、田五、七五八町、畑一、七七三町であった(前掲第二二表)この凶作は、長期的不況の与えた影響にさらに拍車をかけ、当地方の經濟を極度に悪化させたのである。

四〇年代は、以上のように凶作と長期的不況とが絡み合い、小農民を始め小営業者、商人、地主たちの貨幣不足を惹き起した。そして小営業者や商人の倒産が続出し、また農民の全面的な落層化及び北海道などへの逃亡的脱農

化が進行した（第四五表）。

「一昨年以來農民ノ疲弊困頓^{（四四四）}ノ状アルハ茲最近連年ノ不作ノタメ家ニ貯蓄ノ粟ナク、負債ハ年ヲ遂フテ針小ハ棒大ノ実トナリ、可憐社会ノ基礎トナル最多数ノ農民ハ独力農業ヲ維持スルニ苦難ノ現時ニ立至レリ。」（四〇年二月一九日『日誌』）

「三十九年度意外ノ減収ヲ農家ノ頭上ニ打撃ヲ加エシメラレタル結果、小作米ノ未納、借入金ノ支払ニ差支エ、社会多数ノ農民ハ一村ニ幾組ツツ一家ヲ拳ケテ他邦ニ逃ケタルモノサイ有ルト云フ。」（四〇年二月五日『日誌』）

第 44 表 自作農及び小作農の經濟収支（登米郡新田村の一例）

	自 作 農			小 作 農		
	明治 23年	32年	41年	明治 23年	32年	41年
經 営 概 況						
田 畑 (反)	37	39	39	23	21	23
山 林 原 野 (反)	4	4	4	0	0	0
家 族 数 (人)	12	8	8	7	9	6
牛 馬 数 (頭)	0	0	0	0	0	0
収 入	円	円	円	円	円	円
田 畑	231	603	540	123	323	316
養 蚕	15	40	48	0	0	0
日傭賃銀及び夜業収入	0	0	0	9	10	21
計	246	643	600	132	333	337
支 出						
農 業 支 出	47	121	154	17	39	41
家 計 費	93	231	327	48	120	134
公 租 公 課	46	53	110	1	2	2
小 作 料	0	0	0	62	163	170
そ の 他	4	25	35	2	9	7
計	190	430	626	130	333	355
収 支 差 引	56	213	-26	2	0	-18

1. 資料は、宮城県内務部編『宮城県勸業報告』第63号による。
2. 支出のうち農業出費は、種子、肥料、家畜、農具など、家計費には生計費、被服、家具、交際費、学費など、「その他」には建物修繕、雑費などを含めた。

こうした事情の下に、高利貸資本の活動舞台は、三〇年代よりも一層拡がったといつてよいであらう。しかし一方において高利貸業の發展を阻止する条件も新たに出てきた。それは次の二点である。第一に、小作料

収受機構の変化と生産力の上昇である。明治四〇年代は、全国にわたって小作争議が起り、農業危機が潜在的に開始された時期であるといわれている。宮城県仙北地帯においても四一年三月に大小作争議が起きている。争議の理由については改めて考察するとして、ここではその結果についてだけいえば、いままで不相応に高かった小作料が引下げられたこと、及び争議以降地主が勝手に小作料を上げられにくくなったことである。小作料収受機構のこうした変化は、農家経済を向上せしめる本質的な契機であった。しかしながら当地方のような常水害地帯では、農業生産力の安定及び上昇と相俟って始めて現実化するのである。東北救済及び農業諸政策は、この農業生産力の安定と上昇にたいして大きな役割を果たした。殊に北上川の改修(明治四五年)、耕地整理事業(明治三八年)、農事改良などの効果は、大正初期以降の水稲反収の顕著な増大に端的に示されている(第五図)。農家経済の向上は、とりもなおさず小農民が高利貸の手から脱却するための内在的な要因である。

第二に、右の条件をより助長せしめる役割を担って登場したのが他ならぬ農工銀行や信用組合などの農業信用機関であった。農工銀行が当地方の農業に強い影響を与えるようになったのは、「東北凶作救済資金」を勧銀に代って貸付けるようになった三九年以後である。時を同じくして信用組合が県知事の積極的な勧奨の下に増設された。すなわち、四四年九、四五年一、大正三年二、四年一が設立され、大正四年度には一七組合を数えるにいたった。当地方の信用組合は、後に詳細に触れるように始めから高利貸資本に対抗する意図をもって設立された。⁽³⁾これら農

第45表 北海道への
移住人口
(登米郡)

年次	移住人口
明治40年	2,046
41	1,082
42	308
43	372
44	497
45	266
大正 2	307
3	211
4	203
5	296
6	855
7	451
8	222

1. 『登米郡史』下巻
9 頁による。

業信用機関は、小農民の没落を或程度喰止め、農村の貨幣市場を支配していた高利貸資本を排除するための礎となったのである。

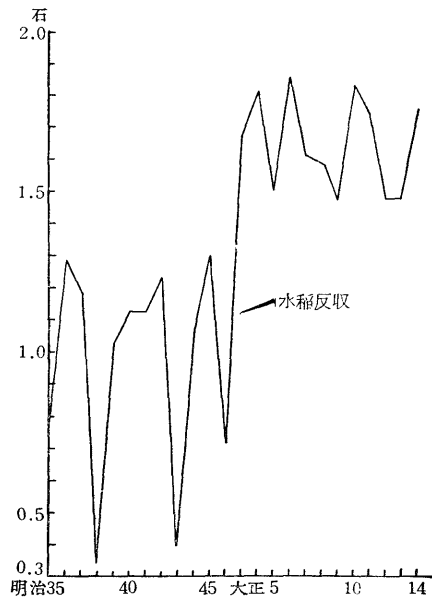
以上のごとく四〇年代の高利貸業は、相反する存立条件によって展開の方向が規制されるようになった。概していえば、三〇年代に与えられた自立的発展の条件にたいしてこれを阻止する条件が次第に強まり、高利貸業の変容を余儀なくされる過程であったといえよう。とくに東北救済及び農業諸政策の浸透は、高利貸業の本来的かつ特徴的な小農民への吸着を弱めた。ここに高利貸業は、発展から退衰へのいわば転換期を迎えることになったのである。

(2) 高利貸業の性格

四〇年代における高利貸業の性格は、どのように変化したのだろうか。ここでは高利貸業資本の運用を中心に具体的な考察を進めることにしたい。

(1) 高利貸業資本の運用　まず資本運用の変化について概観しておく。第四六表によれば次のことが指摘できる。

農村高利貸資本の展開過程(三)



第5図 水稲反収の推移(登米都)

1. 『県統計書』より作成.

高利貸業資本は、三〇年代に引続き増加したに拘らずそのテンポは次第に鈍ってきたこと、また運用額を種目別にみると一般貸、他事業貸及び有価証券投資とも増加しているが、なかでも他事業貸の増加が最も著しく、次いで有価証券投資、一般貸となっていることである。以上のことのなかに、すでに高利貸業の自生的な発展の限界を知ることができる。ここでさらに立入った考察を進めよう。

当家の他事業貸は、二〇～三〇年代には生糸・繭業と醸造業であったが、この時期には例外なく醸造業にたいしてである。通常一個別資本内諸事業への融資は、当該資本総体の資本蓄積をより効果的たらしめるためになされるのであって、もともと高利貸業の価値増殖——利子取得——を目的とする貸付ではない。だから利子決定の内在的な要因は全く存しないし、利子を取らないのがむしろ普通である。しか

し当家では先述したように三〇年代までは僅かであってもともかく利子をとってきた。これは当時当家の高利貸業が他事業にくらべて有利であり、或はなお対等な事業としていわば主体制を確保していたことを示す。諸事業のうち何らかの事業がはつきりと主業の地位を築き、資本蓄積の主軸として高利貸業を従属するようになれば、利子取得は殆ど問題にならなくなる。四〇年代は、正に醸造業が高利貸業を従属する過程であった。かくして他事業貸は、無利子貸となったのである。この無利子貸付の増大は、高利貸業資本の運用の面からいえば明らかに死蔵に等しい。

第46表 高利貸業資本の運用

	高利貸業 資 本	内 訳			
		貨 金		有価証券	貯金及び
		一般貸	事業内貸	投 資	現 金
	円	円	円	円	円
明治41年	42,568	38,585	1,828	2,155	0
42	44,915	43,005	0	1,910	0
43	52,849	49,839	1,100	1,910	0
44	57,405	48,696	5,559	3,160	0
45	66,813	53,307	8,183	4,423	900
大正 2	76,373	61,928	9,328	4,467	650

1. 資料の出所及び算出方法は、第25表と同じ。

高利貸業は、こうした自らの醸造業の発展によっても変容を余儀なくされたのである。

有価証券投資はどのような変化がみられたであろうか。第四七表に示したように、四〇年代における所有銘柄は、七十七銀行、仙北鉄道及び国債である。株式は両者とも地元株であって配当や投機利潤を目的とした投資ではなく、資本主義の浸透に伴うとくに地方流通構造の急激な変化に照応するための、いわば前期的資本家・地主の積極的な対応の姿を示すものに他ならない。その限り本質的に三〇年代と変るところがない。しかし資本主義の発展の度合に基く株式投資の態度に消極・積極性の差異のあることは当然認めなければならない。こうした意味でとくに注目されるのは仙北鉄道の敷設である。すなわち東北本線から隔離された当地方における唯一の交通手段は北上川の水運であったが、それも夏期の増・渇水や冬期の凍結などによってしばしば杜絶され、商業活動がその度に麻痺された。その事情はこうである。

「奥筋ニ至リテハ矢張り汽船不通ノ為メ販売ヲ杜絶シ、各地、薄衣、千疋、黄海等ヨリ多数ノ注文輻輳シ居レトモ又如何トモスル能ワス。実ニ隔靴搔痒ノ感ナキ能ワズ。」(四二年度旧歴概況『日誌』)

豊村高利貸資本の展開過程(二)

第47表 有 価 証 券 投 資 の 内 容

	投資額	銘	柄	配当額
	円			円
明治41年	2,155	国債380円, 七十七銀行1,750円		20
42	1,910	" , " 1,530円		20
43	1,910	" , "		33
44	3,160	" , " , 仙北鉄道1,250円		45
45	4,423	" , " , " 2,520円		37
大正 2	4,467	24円, " , " 2,913円		200
3	5,267	" , " , " 3,713円		223

1, 資料の出所は、第26表と同じ。

「頃日来照続キニテ河水減退ノ由ナリ。僅カニ一昼夜ノ雨ニテ一時ニ萬水シ来リ、又十日斗リ照続ケバ忽チ淺瀬ヲ現ワシ、舟輒ノ便ヲ欠ク等北上川ノ将来モ茲ニ杞憂ヲ懷クヘキ事ニテ沿岸ノ死活問題タル河川法ノ実施ノ急ナルヲ思フ。」(四三年七月一日『日誌』)

かくして北上川沿岸の有力者によって河川改修と仙北鉄道の敷設が進められた。当家でも仙北鉄道の発起人となっている。

「輕便鉄道ノ件ニ付登米町有志会ノ会合アリ。」(四四年七月二日『日誌』)

「仙北輕便鉄道ノ発起人トナリ、且ハ百株応募ノ事出張員勝又ニ承諾捺印セリ。」(同年同月七日『日誌』)

「輕鉄問題並ニ河川ノ件ニ付高橋町長ヨリ招集、町役場ヘ会合セリ。」(同年同月二八日『日誌』)

ところでこれら有価証券の配当は、零であるか全く無視しうる程少い。いま投資額にたいする利廻りを大正三年度についてのみ算出すれば、七十七銀行二%、仙北鉄道六・六%で高利貸的利子率よりも遙かに低い。しかし利廻りが低いとはいえ農村の金利が低下しつつあるとき、次第に資産株の内容を備えてきたことは注目を要する。

(2) 一般貸の内容 高利貸業の資本運用のなかでも一般貸が最も基本的な価値増殖形式であることはいま更いまでもない。四〇年代の一般貸は、増加のテンポが他事業や有価証券投資よりも鈍ってきた。このことは、高利貸業が転換期に入っただけの大雑把な指標である。そこで貸付対象と利子率の変化について立入った考察を行いながら、転換期の具体的な姿をみてゆくことにしたい。

(イ) 貸付対象 第四八表は職業別貸付金額の推移を示したものである。三〇年代に対比しうる変化を職業別にみれば次のようである。

第一に、小農民と小營業者への貸金が急激に減少した
ことである。

すなわち明治四〇、四五、大正五年における貸金額比率は、前者が四二・六%、一三・三%、一〇・五%、後者が五・九%、一一・七%、一・七%となっている。この比率は、三〇年代はいうに及ばず二五年よりも低い。なお絶対額についても減少の一路を辿っている。ここに高利貸資本の本来的かつ特徴的性格が次第に色褪せてきたこと、高利貸業の展開過程からいえば、貸金額が増加しているにもかかわらず、本質的にはすでに転換期に入ったことを認識させるのである。農民貸減少の理由は、次の二点に求めることができる。一つの理由は、農民貸の場合には高利貸業を發展せしめるよりもこれを阻止する条件が他の職業者よりもヨリ強く現われたことである。それ故に、ここでは、高利貸業の發展を阻止する条件——とくに農業信用諸機關の進出——について具体的に検討しなければならない。当地方でも農業信用諸機關の貸付

第48表 職業別貸金額の推移

	明治40年	45年	大正5年
	円	円	円
一般貸金額	27,170 (100)	53,307 (100)	48,115 (100)
職業別貸金内訳			
農民	11,571 (42.6)	7,108 (13.3)	5,062 (10.5)
自作	6,410	3,360	1,940
自小作及び小作	5,161	3,748	3,122
小營業者・職人・その他	1,629 (5.9)	1,450 (2.7)	800 (1.7)
商人	3,800 (14.0)	10,571 (19.8)	6,950 (14.4)
地主	3,770 (13.9)	22,028 (41.4)	31,200 (64.8)
大地主 (30町以上)	0	18,500	24,280
小地主及び自作地主	3,770	3,528	6,920
製造業者	6,400 (23.6)	7,250 (13.6)	2,154 (4.5)
その他	0 (0)	3,900 (7.3)	1,550 (3.2)
不明	0 (0)	1,000 (1.9)	400 (0.9)

1. 資料の出所及び算出方法は、第14表と同じ。カッコ内は比率。

対象は、よく指摘されるように中層以上の農家や地主に置かれていたとみられる。いま三〇年代の分析で試みたように自小作と小作を中・下層農家、自作を上層或は一部の中層農家と置き換えてみることにしよう。当家の農家階層別貸金は、四〇年代に入るとかつての自小作・小作↓自作への貸金増加傾向が崩れ、両者とも減少しているが、その減少の度合は自作が自小作・小作よりも遙かに急である。このことは中層以上の農家が、農業信用諸機関に依存しつつ高利貸の手から脱れ始めたことを示すものと思われる。

まず農工銀行と農民との結びつきを知るために第四九表を参照しよう。農工銀行の貸付金は、四〇年の六七千円から大正五年の八七二千円へと実に一三倍に増加している。同期間における当家高利貸業の一般貸金額は、僅かに二倍弱の増加であるから全く問題にならぬ程多いといえる。しかし一件当り貸金額についてみると、大正二年までは大凡三〇〇円、それ以後には五〜六〇〇円でさして多くない。参考までに桜井家の農家階層別一件当り平均貸金額を算出すれば、四〇、四五、大正五年には自小作・小作がそれぞれ一三二円、一三九円、二〇八円、自作が二三四円、二二四円、一六二円であり、小地主・自作地主の場合には四〇二円、四六一円、五五七円である。右の数値を仮に当地方における農家階層別にみた平均借金許容額であったとすれば、農工銀行の一件当り貸金額は自作と小地主・自作地主とに跨っていた

第49表 農工銀行貸付金の推移(登米郡)

	件 数	貸 付 金	一件当り 貸 付 金
		円	円
明治40年	206	67,174	326
41	193	56,494	293
42	183	60,428	321
43	243	84,817	349
44	504	137,525	273
45	594	181,190	305
大正 2	678	211,748	312
3	1,302	802,027	616
4	1,464	863,360	500
5	1,487	871,645	586

1. 『宮城県統計書』による。但し件数及び金額は年度末残高。

といえよう。なお農工銀行が、個人への小口ばかりでなく、耕地整理組合や産業組合、さらに大地主などへの大口貸付をも相当行なっていたことを考慮に入れば一件当り貸金額は一層少くなると想像される。以上から農工銀行は、苦窮に喘ぐ小地主・自作地主や中・上層農家に多額の救済資金を貸付け、彼らの没落を喰止めるために大きな役割を果たしたと思われるのである。

では信用組合はどうであろうか。郡内の信用組合は先述のごとく四〇年代に集中して設立された。これらの組合は、三〇年代の貯金組合的な性格とはかなり異なっていた。資料の制約からここでは森信用組合（宝江村……大正三年設立）と浅越信用組合（浅水村……明治四四年設立）のみとり挙げ、当時における組合の設立事情とその機能についてみることにしたい。森信用組合の設立事情は次のようであった。

「当時宝江村森地方は、随分長年月悪水の為めの不作続きで、農家の経済生活は今から思い出してもぞっとする様な赤貧困窮のドン底に彷徨していたと云える。森区が零細農家揃の水害地で、森七部落百七八十戸は、全くの貧乏生活、薯や麦や外米常食の状態であった。従つてどこの家でも毎年高利貸の借金取立人の居催促を受けて、執行や競売が区内至る処で何べんも繰返されて、女達等は泣き騒いで居る事を時に見た事も思出新しい。当時私の父（鈴木亀吉……筆者註）は宝江村の村会議員であったが、水害地である森部落七区二百戸を打って一丸として一つの協力団体化し、恵まれない貧乏区域社会を区民総躍起の団体組織で、お互個々バラバラのコマギレ経済ではなく、自らの力を結合した組合力を以て更生して行かねばならぬと口癖に云ふて居た事を記憶している。……牛馬の様に働いてのみ居る素朴な農民は、生活の苦しまぎれに借金をする。借りて食った米代や反物代が証書にされて高利をかけられ、一、二年後は、借金を払ふ為め、又借金をすると云ふ悪循環で腰切り首切りの泥沼で遂に破産し一家離散し北海道に夜逃した友人同級生の家が十戸以上もあったし、大きな草葺の家や中門が解体して馬車で他町村に運ばれる事が毎年の様に続き、其家敷や山が今皆畑になっていることが、その当時の私の郷里の有難くない実情であ

った。立派な一家の自作農の主人公の従兄弟の中にも十七、八頃から地方の豪農や上沼・浅水等の他町村へ身売手間十年も二十年も牛馬の如く身ぐるみ売りつけられる青年友人も五、六人位あり、遠く関東関西に売られた女の友達も十五、六人あり……その頃は益々村が貧乏となり、一年中の働きが悉く消費した衣料住費で証文化された商人や金貨達の利息金に追いつきかねて、家や牛馬や太い立木がドンドン切れぶぐされて村から去るのを静かに見て居たが、然し田や畑が登記面で移転して行くのに少しも気が付かなかった。私の本家でも大きな自作農だったが、だんだん沢山の小作米を運び出す様になるのを一寸不思議に思った事もあった。大正二年の秋頃、森区内の大人達が二百人近く私の家に集り、郡役所か県庁かの役人も四、五人来て設立總會と云ふものが開かれた。……幾月か後有限責任森信用購買組合事務所と云ふいかめしい大看板が入口に建てられて一寸愉快であった。」(宝江村農業協同組合蔵、鈴木某手稿「信用組合精神を喪失した有限責任森信用購買組合の思い出」)

森信用組合は右の「思い出」に描かれているように、初めから高利貸に對抗する意図をもって設立されたのである。他の組合も恐らく同様であったと思われる。次に、浅越信用組合の用途別貸金を参照しながら、当時の組合の果した機能を推測しよう(第五〇表)。まず注目を惹くのは、貸金総額が極めて少いことである。他の組合も浅越信用組合と同じように、せいぜい一、〇〇〇円程度の貸金額であったとすれば、高利貸に對抗する意図をもって設立されたとしてもそれ程過大に評価することはできない。なお組合の貸付金を用途別にみると生産及び消費資金に分けられる。そして貸付金の大部分は生産資金の貸付であった。しかしそうだからといって決して組合員が家計のための借金を必要としなかったのではない。事實はむしろ逆である。資金が固渇していた当時の組合は、消費資金を積極的に貸出すまでの余裕は恐らくなかっただろうし、若し余裕があつて貸出をしていたらそのまま焦つて終い組合の存立自体を脅かすことになるのは明らかであった。だから組合としては、何よりも経営を維持するために

消費資金の貸付を極力チェックしなければならなかった。その代りに生産資金を組合員に貸付けながら彼らの商品生産を伸し、高利貸に對抗してゆこうとしたのである。組合が高利貸に真正面から対抗してゆく機能を發揮するようになったのは、凶作と不況とから脱却し、また農業生産力が飛躍的に増大した大正中期である。いま四〇年代における組合経営の困難な事情と高利貸の浸蝕にたいする措置の一端を挙げておく。

「いまだ組合は試験時代にあるにも係わらず、周囲の状況金融切迫の時機に出合し経営上困難を來たすこと一再ならず、故に理事協議の結果、組合員の生活状態及産業状態により貸付を断行して組合の整理をなすと同時に一部救済の方法を採用せり。然るに周囲の状況昨日の不況延きて、養蚕繁期に至り組合員中、資金の必要を望むものある故、やむなく年一割五分の金を借入れ組合規定〔年一割二分〕の貸付利率にて放貸せざるべからざるに至れり。然れ共このためか、養蚕資金として五月貸付せるものは、全部七月回収なりたるは望ましき現象といふことを得べし。其後年末整理にあたつては一層金融切迫の時機に出合せるため貸付金を回収せんか、高利貸の侵入するところとなり、組合の存立に憂慮する恐れあれば、理事協議の結果、貸付金は本年度据置きをなすことを得ることに決したり。」（大正三年度「浅越産業組合事業成績書」による）

高利貸業の農民への貸付を阻止するいま一つの条件は、貸金返済の渋滞である。これは、農業信用諸機関設立の

第 50 表 浅越信用組合の用途別貸付金

	貸付金 總 額	生 産 資 金					消費 資金
		種 目 別 比 率 (%)				計	
		作立	養蚕	肥料	その他		
	円					円	円
明治44年	237	—	—	—	—	237	0
45	20	—	—	—	—	—	—
大正 2	846	30.2	59.3	3.9	6.6	762	84
3	822	23.0	50.9	26.1	0	822	0
4	263	27.7	17.0	10.6	44.7	235	28
5	1,089	21.9	31.6	34.5	12.0	1,089	0

1. 「浅越信用組合事業成績書」より作成。但し年度末残高。

ように客観的に与えられた阻止条件ではなく、凶作と不況によって惹起された結果的な或はむしろ高利貸業自体の主體的な阻止条件であったといえる。当時における貸金返済の渋滞は農民に限った現象ではなく、小地主・自作地主、商人、製造業者などにも共通してみられたことであるが、なかでも農民の返済が最も悪かったであろうことは多言を要しないであろう。第五一表は貸金返済比率の推移を示したものである。ここに明らかなごとく四〇年代の返済比率は、三〇年代後半よりも低下してきている。不況のドン底に置れた四三年及び大正三年には、それぞれ一七・二%、九・六%で、殆ど返済がなかったといってもよい程であった。

「貸金営業ニ至リテハ、金融切迫ノ結果元金ノ返済ハ勿論利息ニテ払込ム向キモナク、暗胆寒ニ名状スベカラサルノ有様ナリ。」(大正四年度概況『日誌』)

貸金返済の渋滞は、当然のことながら債権保証の立場から担保物件——殆んど土地——の評価及び処分を必要ならしめる。三〇年代は土地利廻りが概して高かった。従って貸金は、利子収奪とともに担保物件としての土地集積機能を十分に果したのである。しかし四〇年代となるとこうした機能は果しえなくなる。というのは、先述の小作争議を契機として地主制の動搖(土地所有にたいする危険)、小作料の低下並に固定化、土地管理費用(産米検査にたいする奨励金、肥料資金の無利子貸付、保管人手当など)の増加、さらに米穀価格の低下などから、土地が高利信用契約

第51表 貸金返済比率の推移

	貸金額 A	返済額 B	返済比率 B/A
	円	円	%
明治36年	19,013	7,055	37.1
37	19,414	8,599	44.3
38	25,845	9,249	35.8
39	36,009	14,000	38.9
40	42,704	15,534	36.4
41	52,930	14,345	27.1
42	68,792	25,787	37.5
43	60,193	10,354	17.2
44	92,244	43,558	47.2
45	77,145	23,838	30.9
大正 2	82,754	20,826	25.2
3	73,276	7,032	9.6

1. 『貸金台帳』より作成。

の十全な保証物件たりえなくなつたからである。

以上述べてきたように農民貸は、客観的条件（とくに農業信用機関の進出）からも、また高利貸業の主体的条件からも減少を余儀なくされたのである。

第二に、商人貸の停滯、製造業者貸の減少がみられた。商人は、上述の三カ年にはそれぞれ一四・四%、一九・八%、一四・二%となっており、製造業者は二三・六%、一三・六%、四・五%である。当地方の商人や製造業者たちは、信用機関、殊に銀行の未発達によつて常に資金難に悩まされてきた。この時期には、東北実業銀行佐沼支店（明治四四年八月）、宮城商業銀行登米出張所（大正二年四月）が新設され、既設の二行と合せて四行となつたもののその貸付金は、依然として彼らの資金需要を満たす程ではなかつた。いま『県統計書』により郡内における地方銀行の貸金額をみると、大正二年一四四千円、三年一六九千円、四年一七千円に過ぎない。この金額は、農工銀行の貸金額に較べて極めて少い。ところで銀行の貸付は、好況期に増大する反面、不況期には極端に減少する。そればかりでなく貸付金の回収をも容赦なく行ふ。だから彼らは、不況期になると忽ち資金難に陥り、高利貸業に依存しながら苦窮を切り抜けてゆかねばならなくなるのである。しかし四〇年代の高利貸業は、先の貸金返済の渋滞と担保物件の処分難とから商人や製造業者にたいしても極力貸金を拒むようになった。その間の事情は次のようである。

「旧臘中ヨリ金融非常ニ緊縮ヲ告ゲ、日銀日歩三錢方引上ゲヲ發表シタルヲ以テ地方各銀行モ亦競フテ金利ヲ引上ゲ、只管資金ノ収集ニ勉メタリシモ其効果少ナク、金融ハ益々切迫ヲ告ゲ、殊ニ旧年末ニ至リテ甚ダシク、各銀行ハ絶対ニ放貸ヲ禁止シ、商業家ノ不便此上ナキノ有様ナリキ。思フニ之レ独リ金融ノ切迫ニ基因シタルノミニアラズ物価騰貴甚ダシク、一ハ放貸物件ノ低落ヲ警戒シ十分ナル貸出ヲ為ササルト又タ商業家ニトリテハ運転貨物ニ伴ハザル資本ノ激増ニ苦シミ何レモ手控ヒ

ノ姿ナリ。尚ホ新年ニ至レトモ如斯現象ヲ継続スルニ於テハ商業家ノ苦痛甚シクナルベシ。故ニ貸金業ニトリテハ新ニ貸出ヲ要望スルモノアレトモ返済ヲ為スモノ更ニナキノミナラズ利子金ノ払込ミスラ少ク……」(大正二年度概況『日誌』)

「竜丸株式会社(船舶会社：筆者註)トノ貸借ハ、到底尋常ノ解決不可能トナリ、抵当物件競売ノ申請ト決シ、阿部弁護士事務員ニ申請ノ書類一切ヲ依頼ノ上帰宅セリ。尚沢口清次郎(酒造業者：筆者註)名義ノ貸金抵当ハ目下北神俱樂部ノ建物、土地ニ対シテモ抵当物件競売ノ申請書類一切モ併セタリ。」(大正三年二月二十九日『日誌』)

第三に、一般貸で最も注目されるのは、地主への貸金が農民に代って増大したことである。前記三カ年における貸金比率は、一三・九%、四一・四%、六四・八%となっており、とくに四五年以降の増大が顕著である。地主への貸金は、小地主・自作自主と大地主(三〇町以上)とに分けられるが、増加の大部分は大地主にたいしてである。本来この大地主は、例外なく高利貸を兼ねており、従って貸手であっても借手ではなかつた。だから新たに現れた地主貸の増大は、一見して奇異に感ずる現象である。

ではなぜこうしたことが起きたのであろうか。大地主の借金は、土地投資、高利貸、有価証券投資などさまざまな動機からなされる。四〇年代の代表的な動機は、小作料收取機構の変化に対応する耕地整理事業に起因していた。すでに農工銀行が、「東北凶作救済資金」を耕地整理事業にたいして相当貸付けたのを知った。郡内南方村の大地主渋谷善吉(農林省農務局『五十町以上ノ地主』大正一三年六月調査によれば九〇・六町所有)や嶽内恭順(『前掲調査』九八・一町)などは、いち早くこの資金を借入れて耕地整理に乗出したが、長期的不況と凶作は彼らの所得を減少させ、借金の返済を困難にさせた。かくして農工銀行から借金の返済を迫られた大地主たちは、高利貸から借金してこれに当てねばならなくなったのである。ところで高利貸業者は、この新しい需要者にたいしてどのように対処したの

であろうか。貸金返済の渋滞は、大地主とはいえ農民、商人、製造業者たちと殆ど変りなかった。しかし彼らの返済能力は、他と比較にならぬ程高かった。一例を挙げれば、大地主の場合には元金が返済できなくても利子の支払を滞らせることはまずなかった。だから貸金返済の渋滞に手を焼いていた高利貸業者にとっては最も安全な資本運用の途だったといえよう。

勿論貸付対象の以上のごとき変化は、それ自体ではそのまま高利貸業の性格を本質的に変えるものだとすることはできないであろう。しかしこのような変化が、資本主義の発展に伴う農村把握の進展過程で、前期的資本の運動の場が狭まり、さらにそれが近代的資本の運動法則に事実上規制されつつあるとき現われたことは注目を要するのである。

(四) 高利貸的利子率。この時期における高利貸的利子率は、一口にいえば農業信用諸機関の進出に伴う貨幣市場の変化によって影響されたといつてよいであろう。第五二表によると次のことがわかる。第一に、三〇年代に引継ぎ平均的利子率の低下がみられた。すなわち四〇年一・三・三%、四五年一・一・五%、大正五年一・一・二%となっている。この低下は、貸付対象(小農民↓地主)と貨幣市場の変化によって惹き起されたことはいうまでもな

第52表 職業別貸金利子率

	明治40年	45年	大正5年
平均的利子率	% 13.3	% 11.5	% 11.2
職業別利子率			
農民	14.7	13.6	13.3
自作	14.2	12.9	13.2
小作及び自作	15.9	14.2	13.4
小営業者・職人・その他	14.0	14.1	12.5
商人	13.7	10.9	12.0
地主	13.2	11.0	10.7
大地主	—	10.9	10.6
小地主及び自作地主	13.2	11.5	11.9
製造業者	11.0	10.8	12.0
その他	—	12.3	12.5

1. 資料の出所及び算出方法は、前掲第16表と同じ。

5。

第二に、職業別利率は、それぞれ異った変動を示しながらも次第に低下してきている。そして利率の低下は、同時にその硬直化、職業別隔差の縮小を伴っていた。いま職業別利率の最高と最低利巾をみると、四〇年四・九%、四五年三・四%、大正五年二・八%と急速に狭まってきている。ここで問題とされねばならぬことは職業別隔差の縮小のされ方である。これを知るためには、各職業者をとり巻く貨幣市場の変化がとり挙げられねばならない。大地主は他のどの職業よりも貨幣市場において豊富な供給者（農工銀行や地方銀行など）をもっていたから利率は最も低く、しかもその変動は緩かである。商人や製造業者の場合には主に地方銀行が供給者であるが、先述したように彼らにたいする供給構造は、景気変動を敏感に反映して好況期には豊富に不況期には極端に欠乏するから利率の変動もまた著しい。農民なканずく上・中層農家の場合には、農工銀行や信用組合の進出によって、彼らを取巻く貨幣市場が新たに形成されたことから利率が急速にしかも傾向的に低下し始め、他の職業者のそれに吸込まれる姿勢を示したのである。だから当時における職業別隔差の縮小は、農民への貸金利率の著しい低下によって齎らされたといえる。

ここで農業信用諸機関が、従来の農村貨幣市場にたいしてどのような影響を与えたかについてみておく。まず貨幣を豊富に供給しつつ貨幣市場における高利貸の支配を弱めたこと、しかも重要なことは、この貨幣供給の増大が人為的に決められた低い利率をもって進められたことである。第五三表をみよ。農工銀行の貸付利率は、年賦及び定期貸付ともほぼ八・九%、浅越信用組合の場合には最高制限利率が一二%で、桜井家の農民への貸金利率よりも遙かに低利であることがわかる。このことは、農村の貨幣市場から高利貸を排除するために大きな力を発

揮したばかりでなく、農民が高利貸業者から借金をするときの利子基準を示し、いままでのように高利貸業者の一方的かつ恣意的な利子収奪機構を是正させる契機ともなったのである。⁽⁴⁾しかしながらこうした新しい貨幣市場の形成と利子率が農民的小商品生産の発展の結果としてでなく、人為的・政策的に与えられたものである以上、高利貸を農村から完全に駆逐することは勿論できない。

農村貨幣市場の変化は、三〇年代後半からすでに現われた高利貸的利子率の銀行金利体系への包攝過程を愈々おし進めていった。第六図によれば、四〇年代には高利貸業の平均的利子率と東京・仙台両銀行貸付利子率が類似した変動を示しながら、前者が後者のなかに吸収されつつあることがはっきりと看取できる。そして大正初期からは三者の隔差が殆どなくなり互に重なり合うまでにいたったのである。こうした現象は、決して高利貸資本の（近代の）貸付資本への範疇転化を意味するものではない。いうまでもなく高利貸資本の性格を規定づけるのは、単なる利子率の高低ではなく、借受者の恣態・生産諸条件、より具体的にいへば利子率が借受者の全剰余価値さらに労賃部分にまで喰込む程の高さであるか否かによるからである。とはいへ高利貸資本が資本主義の未発達の時期にもついていた偶然的・非法則的な剰余価値——利子形態での——の収奪機構が弱まり、事実上近代的利子体系——利潤率規定——に規制・順応されるようになったことはとくに注目せねばならない。

第 53 表 農工銀行及び信用組合
の貸付利子率

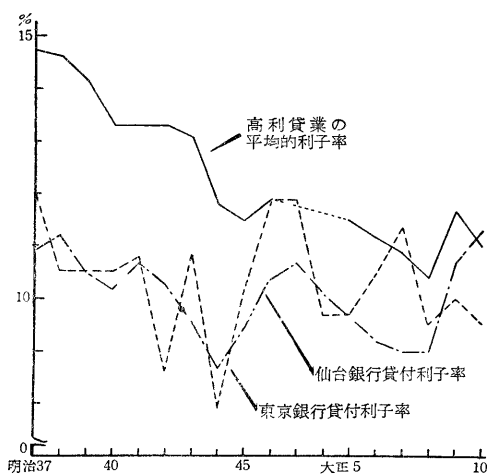
	農 工 銀 行		淺 越 信用組合
	年賦貸	定期貸	
	%	%	%
明治41年	8.8	9.0	—
42	8.5	8.5	—
43	9.0	9.0	—
44	7.9	8.0	12.0
45	8.4	8.3	12.0
大正 2	8.5	8.4	12.0
3	7.5	6.7	12.0
4	8.5	8.1	12.0
5	8.5	8.0	12.0

1. 農工銀行は『宮城県統計書』、淺越信用組合は「事業成績書」による。
2. 信用組合の数値は、貸付最高利子率である。

以上、四〇年代における高利貸業の性格の変化について、高利貸業資本の運用を中心に考察してきた。ここでいえることは、高利貸業の発展が停滞してきたことである。それは、高利貸業資本は勿論のこと、高利貸業にとって基本的な価値増殖形式である一般貸の増加が鈍ってきたことの中にあることができた。この一般貸のなかで三〇年代に対比しうる変化は、農業信用諸機関の進出に伴って小農民への貸金が減少し、高利貸資本の本来の持つ特徴的な性格が喪失したこと、及び利子率、殊に農民への貸金利子率が低下し、かつての偶然的・非法則的な利子収奪機構が崩れるとともに、高利貸的利子率の独自な変動も完全に消え失せ、近代の利子体系に益々包摂されながら事実上これに規制・順応されるようになったことである。

(3) 高利貸業の機能

当家族事業は、明治三三年から大正一五年までの間に、醸造業の飛躍的な発展と地主的土地所有及び高利貸業の相対的に低い発展を示している(前掲第三〇表)。しかしこの発展の展望は、二時点における事業別資産額をただ比



第6図 高利貸業(桜井家)貸付利子率と東京及び仙台銀行貸付利子率の推移

1. 作図方法は、第2図と同じ。

較してえた結果に過ぎない。諸事業が実際に歩んだ道は極めて複雑である。では高利貸業は、当家諸事業の複雑な展開過程にどのような地位を占め、またどのような機能を果たしたであろうか、三〇年代と対比しながら考察を進めることにしたい。

(1) 地主的土地所有と高利貸業 この時期における地主的土地所有の動向は、四一年三月に起きた大小作争議に最も強く影響されたといつてよい。そこでこの小作争議の性格と地主的土地所有に与えた影響について立入ってみる必要があるである。まずその手懸りとして小作農民の要求項目について豊里村及び登米町の例を挙げれば次の通りである。

◎一、登米郡豊里村の場合（東北大学農研馬場明氏所蔵）

請 願 書

豊里村大字赤生津部落小作立附米ハ從來本地上田六畝歩ヲ以テ五斗、新田山通銘上ハ七畝歩ヲ以テ五斗、銘下ハ一反歩五斗ヨリ五斗五升迄立附居候所、明治七年地券改正後ハ反別モ実地丈量幾分力増減ヲ生シタルモ小作証訂正モ為サス銘下番江ニ至ルマテ七畝五歩或ハ一反歩六斗以上ノ立口ニ引上ケ小作致シ来リタルモ明治八年以降土地売買代金ヲ高メント買主ヲ欺キ八畝立ヲ七畝立ト云フモノノ如ク売買ヲ履行ス。或ハ従前八畝歩ノ定ヲ以テ小作セシ居ル等モ有之又ハ他ノ小作ヲ羨ミ隠ニ地主ニ対シ反別ニ応ス増石ヲ上納致ベク云々ヲ願立小作セシ向キモ有之為ニ自然小作米ニ不相当ナルヲ認ムルモノ往々有之明治八年同十一年ノ水害加フルニ同十九年ノ旱害同二十二年同二十九年ノ水害又ハ三十年ノ虫害同三十一年ノ水害ニ遭遇シ合セテ七ヶ年ノ不収獲ヲ覩ルニ至リ一家糊口ヲ支ヒント夫々祖先伝来ノ財産ニ離レ渴々目今マテ田地小作ニ従事スルモ天候不順ニ罹リ取得ノ収支ヲ償フノ途ナキヲ以テ其小作地一反歩耕耘費目ヲ積算シ見ルニ明治三十五年ヨリ四十年迄六ヶ年平均ノ算出一ヶ年分金九円四十二銭九厘ノ入費ニシテ之ヲ収獲米ヨリ散石米ヲ引去リ差引残金七円六十二銭九厘ノ損害ヲ生シタル悲境ニ立至リタル

モ畢竟不可掩ル天候ニシテ不得止現況ニ有之候併セテ日清露戦後ト俱ニ百搬ノ増税物価ノ高値ニ家事ヲ整理スル不能ト雖トモ小作人一般ハ多少畑地ノ收穫又ハ副業トシテ養蚕或ハ苜蓿具坐繩等ノ売却ヲ以テ散石ノ不足ヲ補ヒ又ハ納税ノ義務ヲ了シ居候然ルニ本年度ヨリ産米検査農事奨励ノ今日我赤生津ハ刈草ヲ以テ肥料トナシ或ハ秣ヲ充分刈込馬肥トナシ居リタルモ本年ヨリ生業ノ為メ該地悉ク開墾シ何ヲ以テカ充分ノ肥料トナスノ途ナク為ニ小作人同盟会ヲ組織シ爾來農事奨励肥料ノ改良ヲ謀リ多料收穫ヲ得地主小作人間ノ利益ヲ増進スルノ目的ニ候間前陳ノ事業篤ト御同察是迄立附立作米明治四十一年ヨリ同四十五年迄五ヶ年間一石ニ付一割乃至一割五歩ノ減石被成下度別紙参考トシテ耕耘費目調相添ヘ私共小作人惣代トシテ此段奉願候也

明治四十一年三月

右惣代

高橋喜平
(以下略)

(別紙)

田地耕耘費目 (田一反歩)

収入	支出
收穫米 (7斗5升)	種粃 錢 (8升) 57.6
平均不作引方 (6斗0升)	馬肥 (10駄) 80.0
差引 (1斗5升)	同運搬人足 (1.25人) 45.0
= 180.0錢	田打人足 (1人) 42.6
損失高 762.9	畔塗人足 (0.5人) 15.0
	切返シ人足 (0.5人) 25.0
	代摺人足 (1人) 50.0
	苗(代)取人足 (0.7人) 35.0
	田植人足 (1人) 45.0
	除草人足 (4人) 140.0
	水引人足 (1人) 30.0
	稻刈人足 (2人) 70.0
	水揚人足 (0.5人) 20.0
	運搬架掛人足 (1.5人) 67.5
	稻扱人足 (3人) 75.0
	粃摺人足 (1人) 35.0
	苗代小作米 (7升1合) 85.2
	苗運搬人足 (0.2人) 10.0
	雜費 15.0
942.9	942.9

◎二、登米郡登米町の場合（桜井家『日誌』）

(一) 本田ハ従来立付ノ小作米ニ対スル一割五分引ニ被成度候

(二) 苗代小作米ノ立口ヨリ一割下ケタ割合ニ被成度候

(三) 凶作ノタメ御立見ノ場合ハ甲乙丙三坪ヲ苅取平均シテ千乾ヲ引キ五公五民ニ被成度候

(四) 凶作ノ年度本田七分作以下ハ苗代年貢ヲ御引方願上申ス事

(五) 凶作ニ罹リタルトキ一坪ニ付粉三合以下ハ皆生ニ被成度候

右に掲げたように小作農民の要求は、地域によって異っていた。豊里村は小作料の期限付減免、登米町の場合には永久減免が主要な要求項目であった。当時の争議は、打ち続く凶作と不況の下での小作料の重圧を動機として起きたが、それは次の二側面をもっていたと考えられる。零細小作農は、いまだ商品・貨幣経済に捲込まれる度合が少く、従って争議への参加の仕方も凶作時の一時的減免にみられるようないわば一揆的であり、経営の大きなそして耕耘費目計算を念頭に置きながら生産を行う上層小作農の場合には、高率小作料は勿論のこと産米検査による地主の一方的な収奪の強化をはねのけ、小商品生産をおし進めようとする自律的・内在的な目標をもって参加したのである。従ってすでに近代的な性格をもち始めた小作争議だったといえよう。争議は、後者の指導の下に進められ、遂に耕作放棄にまで進展したが、登米町では地主の出した次の妥協案（桜井家『日誌』）によってようやく解決をみたのである。

(一) 従末不相当ノ立付地ハ此際引直ス事

農村高利貸資本の展開過程(三)

(一)絶断的ニ均一ノ畝下ゲ〔当地の小作料は畝立てと称して小作料五斗につき何畝と決めていた(筆者註)ハ不同意ノ事
 (二)小作人救済ノ一トシテ肥料人夫代ノ内ニ一石ノ小作米ノ高ニ対シ金一円ヲ無利子貸渡事
 (三)産米検査合格米ヲ納付スル小作人ニ対シ一石ニ付米五升ヲ奨励費トシテ給与スル事
 (四)凶作ノ場合〔七分以下〕ハ五公五民ノ田地見ヲ実行スル事

この妥協案にみられるように、地主は小作料の一割五分の永久減免を認めなかったが、「不相当」に高い小作料の是正、凶作時における五公五民の田地見、肥料代の無利子貸与、産米検査合格米にたいする奨励金の交付など、かなりの譲歩を余儀なくされた。そして争議は、四一年以降においても、散発的ではあるが起きている。

「森小作人ヲ招キ嚴談シテ頃日中小作米五ヶ年賦申告ノ不穩当ナル事ヲ論シタリ。」(四五年一二月一九日『日誌』)
 「森ノ小作人不法ノ請願書アリシ事実ヲ警察署ニ告知セリ。」(同年同月二三日『日誌』)

さて地主制の動揺が始まった四〇年代における当家の土地集積は、どのように進められたであろうか。前掲第三二表によれば、明治三九年から大正三年までの小作地増加は、田二六・五反、畑八一・〇反、計一〇八・五反であり、また第五四表によ

第54表 土地集積状況

	土地買入 筆 数	種 目 別 土 地 面 積			土地売却 筆 数
		田	畑	宅 地	
明治41年	16	7.226	20.116	0	0
42	27	9.516	26.716	528	2
43	11	2.515	10.109	3.820	4
44	4	626	409	1.214	0
45	18	17.404	0	1.406	0
大正 2	4	0	1.308	1.729	2
3	0	0	0	0	0
4	26	8.902	14.301	0	1
計	106	46.329	73.029	8.903	9

1. 資料の出所及び算出方法は、第17表と同じ。

れば四一年から大正四年までに田四六・三反、畑七三・〇反、計一一九・三反であった。尤も後者は、買入れのみで売却反別を差引いていない数値である。この二表から三〇年代に対比される特徴を挙げれば、第一に、土地集積反別の増加傾向が鈍ってきたこと、第二に、田畑別にみると田よりも畑地集積が目立って多くなったことである。ところですでにみたように、等しく土地集積といっても田と畑ではその動機が全く異っていた。

まず田、地集積の変化について触れよう。有利な土地利廻りをもととした田地集積は、小作争議と米価の激しい変動とによってそのテンポが鈍ってきた。ここでは土地利廻りの規定要因のうち最も基本的な小作料についてのみ検討することにした。

先述の小作争議の結果、当家でも小作料の減額を余儀なくされた。第五五表を参照しよう。この表は、各年度における新規の田地買入及び売却部分を加除した小作地の契約小作料を算出したものである。それ故に一筆ごとの、いい換えれば実質的な契約小作料の増減を示したのではない。このことを考慮に入らずにみると、四二年は、三九年にたいして五%、町村別にみれば登米町一四%、豊里村二%、宝江村五%の減額を示している。これは先の「不相応」に高かった小作料の是正に相当する部分である。同時に注目しなければならな

第55表 反当小作料(田)の推移

	契約 小作料 A	小 反 別 B	当 反 約 小 作 料 B/A	町村別反当契約小作料			
				登米	宝江	豊里	吉田
明治10年	石 96.9	反 124.5	石 0.778	石 0.673	石 0.539	石 0.722	石 0.926
34	273.1	330.2	0.827	—	—	—	—
39	367.0	429.6	0.854	0.875	0.751	0.872	0.912
42	352.7	432.8	0.815	0.761	0.717	0.851	0.904
44	360.0	442.2	0.814	0.775	0.709	0.862	0.904
大正 3	373.6	456.1	0.819	0.814	0.713	0.864	0.905

1. 小作反別のうち明治34年は「所得税御届」(『日誌』記載)、39年は『全部小作証』より集計。他年度の小作地反別及び契約小作料は『小作収入台帳』より算出。

いのは、この争議を契機として小作料の増徴がでにくくなったことである。当家の『小作収入台帳』によって四二年と大正一〇年の小作地一筆ごとの小作料を較べても、増徴された事例を見出すことは全くできなかった。

こうした契約小作料の低下及び固定化は、当然のことながらその半封建的ないし高利貸的性格の変容を意味する。しかし地主は、以上の変化にたいして全く手をこまねいてみていたわけではない。次のような小作料の実質的増徴の諸措置が、東北救済及び農業諸政策の浸透過程と軌を一にしながらとられたのである。第一の措置は、河川改修であった。いうまでもなくこの河川改修は、小作料減額の主要な原因であった水害による被害を最少限に喰止め、地主所得の実質的な増加をねらったものであった。すでに触れたように当地方における北上川の改修工事は、二四年から県費と地元負担によって行われてきたが、国営工事として本格的に始められたのは四五年からである。いま工事が実施に移されるまでの町内有力者の運動を示せば左のようである。

「本町治水会アリ。用ハ来ルベキ議會ニ提出トナル北上川改修費目ヲ計上ナル様政府ニ請願ノタメ已ニ石巻治水会長等上京スルニ付、本町ヨリモ参加上京ナル様石巻治水会長ヨリノ直慥アルニ因ル……今回幸ヒ首藤代議士来町アルヲ好機ナレバ同氏ニ委ス。」(四三年一〇月五日『日誌』)

「治水問題ニ関シ阿部弁護士等ト自後ノ運動方法協議セリ。」(同年二月四日『日誌』)

第二の措置は、地主会さらに農会を中心とした強制的農事改良の促進であった。これも河川改修や耕地整理事業とともに農業生産力を高めながら実納小作料を安定せしめる効果を図ったものであった。参考までに宮城県地主会で四二年に決議した諸問題を挙げておく。⁽⁷⁾

小作人奨励の件

一、地主は農会と氣脈を通じ優良なる種粍を選定し、小作人をして採種田を作らしめ其採取精選を監督すること
(説明 省略)

二、地主は小作人をして必ず秋耕を為さしむべきこと

(説明 省略)

三、其他昨年迄本会に於て議決し各郡地主会に於て議決誓約したる小作米を期限内に納めたるものに賞与の件 小作米品評会開催の件等未だ実行せざる向あり各地主は本年より必ず之を実行すること

(説明 省略)

郡市町村地主肥料売与に関する規約準按

第一条 本郡市町村の地主は本会の決議に基き其規約に依り各其小作人に対して肥料を貸与し其小作人をして肥料を施さしむべき義務あるものとす

第二条 地主は其小作人をして其作付反別に相当する堆積肥料を必ず製造せしむべし 堆積肥料を製造したる者にあらざれば販売肥料の貸与を為さざるものとす

第三条 肥料貸与は自ら其作付反別に相当する肥料を購入する資力なき者又は乏しき者と認める者に限る

第四条 地主は予め小作人の意向を聞き作付地の土質に依り其貸与すべき肥料の種類數量を定め之を共同購入すべし

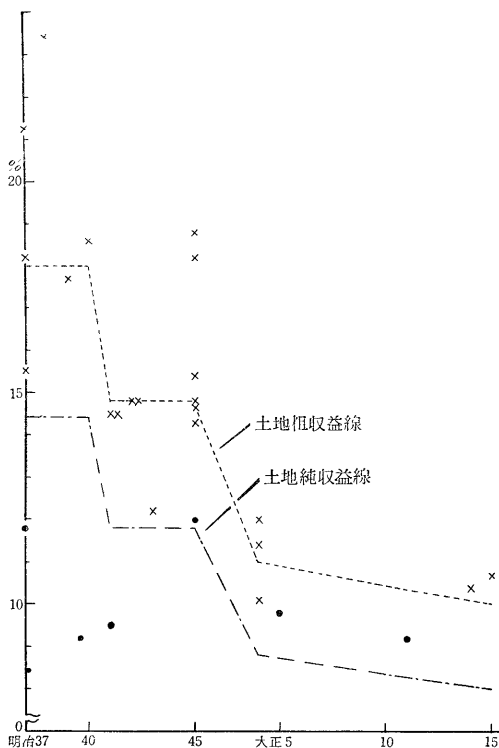
第五条 肥料の貸与は低利とし其代金は其年小作米納付の期日までに之を完納せしむべし

第六条 貸与肥料代金の完納を怠る者あるときは其納期翌日より相当の利子を仕払わしむべきは勿論次年より其小作地を引上ぐるものとす 但天候に因る不作其他地主に於て慰諒すべき事情ありと認めたるものは此の限りに在らず

(以下略)

しかしながら、四〇年代はこれらの諸措置がまだ効果を發揮するまでに至らず、常に争議の根強い影響下におかれていた。このことは、地主の土地投資を手控えさせる最も大きな要因であった。

ここで土地利廻りの推移についてみておこう。第七図は、買入土地一件ごとの土地粗収益率とその傾向線を描いたものである。この表から次の変化が指摘できる。第一に、三〇年代末に広汎に分布されていた一筆ごとの土地粗収益率が、四一〜四五年には一五%、大正初期には一〇〜一二%に硬直しながら低下してきたこと、そして利子率



第7図 土地利廻り(田)の推移

1. ×は農民、●は地主或は商人より買入れた一件ごとの土地粗収益率。この算出方法は $\frac{\text{小作米石数} \times \text{石当米価}}{\text{買入地価}}$ 、買入地価は土地権利証(売買証文)、小作米石数は土地権利証に記載された地番に基き次年度の『小作収入台帳』より抽出(ただし37年度については39年の『小作収入台帳』によつた)、石当米価は土地買入当時の価格を『日誌』より拾集した。
2. 土地粗収益線は×●の頻度及び比重を考慮して引いた。土地純収益線は土地諸掛り(ここでは公租公課)を土地粗収益の約20%として描いた趨勢線である。

でもみられたように、農民と商人、地主とから買入れた土地粗収益率とが急速に接近してきたことである。第二に、土地粗収益線から公租公課（土地粗収益の二〇％と仮定）を控除して純収益線を引き、これと高利貸業の平均的利子率の動きを比較すると、両者とも低下傾向を歩んでいるが、前者が後者よりも急である。そして三〇年代にみられた土地の有利性が四一年以後には明かに逆になってきている。とくに大正初期からはそうした傾向が強く現れている。この点については稿を改めて検討することにしたい。

田地集積は、以上述べてきたように地主制の動揺と土地利廻りの低下によって鈍ってきたものと思われる。

畑地集積は、醸造業の発展と密接な関連をもって進められたことはすでにみたところである。四〇年代の畑地集積は、醸造業が三〇年代に引続き発展し、地主的土地所有の果実をより多く吸収しなければならぬ事情の下に進展した。いま第五六表により当家の小作米穀の売却状況をみると大豆、小麦及び大麦の大部分は、醸造業に振向けられていることがわかる。このよ

第56表 小作米穀の売却状況

	米			大豆			小麦			大麦		
	実納 小作 石数	売却先		実納 小作 石数	売却先		実納 小作 石数	売却先		実納 小作 石数	売却先	
		醸造	商人		醸造	商人		醸造	商人		醸造	商人
明治42年	石 340	石 142	石 198	石 99	石 99	石 0	石 52	石 46	石 6	石 53	石 25	石 28
43	78	50	28	95	98	0	61	52	9	32	30	2
44	295	73	222	110	103	7	63	61	2	30	30	0
45	363	252	111	111	110	1	64	60	4	33	20	13
大正 2	—	204	—	—	106	—	—	63	—	—	21	—
3	371	198	173	116	87	29	64	64	0	34	4	30
4	376	132	244	121	114	7	70	0	70	34	31	3

1. 実納小作石数は『小作収入台帳』，売却先は『貸金台帳』より集計した。
ただし当該年度の小作米穀で次年度に繰越された分も加算した。

うに大豆と小麦は、醸造原料に使われるが、醸造業の発展になかなか追いつけない。大麦は飯料に向けられている。なお小作米について附言すれば、醸造業と商人とにそれぞれ半々ぐらいずつ売却されている。その比率は、大豆や小麦よりも低い、三〇年代に比較すれば遙かに高くなっている。このことは、後に詳細に触れるように四〇年代になってから味噌の生産が急速に増大し、粃米の需要が高まってきたことによるのである。以上のようにこの時期には、畑小作に限らず小作米をも含めて地主的土地所有の果実の大半が醸造業の強化に当てられた。いい換えれば地主的土地所有が醸造業の原料や労働者の食料補給を担当する従属的地位に置かれるようになったのである。

なおこの時期の畑地集積は、以上の当家における特殊事情の他に次の一般的な理由を付け加

第57表 田畑別小作料減額比率

	田			畑		
	契約小作料 (一年平均)	小作料減額 (一年平均)	減額比率	契約小作料 (一年平均)	小作料減額 (一年平均)	減額比率
明治10~15年	石 117.564	石 21.781	% 18.5	石 4.876	石 0	% 0
16~20	135.990	11.509	8.5	5.976	0	0
21~25	151.144	12.392	8.2	8.295	1.550	18.7
26~30	155.251	31.750	20.5	—	—	—
31~35	253.314	42.470	16.8	29.496	0.814	1.6
36~40	354.423	44.600	17.6	113.766	1.379	1.2
41~44	356.983	96.786	27.1	199.800	8.583	4.3
大正 1~ 5	414.729	13.828	3.3	224.098	0.375	0
6~10	569.148	10.501	1.8	246.206	18.233	7.4
11~14	588.540	14.515	2.5	226.681	21.412	9.4
昭和 1~ 5	563.094	20.215	3.6	193.444	42.403	21.9
6~10	623.721	29.680	3.6	129.700	10.659	6.9
11~15	735.118	28.399	3.9	130.450	0.832	0

1. 『小作収入台帳』より作成。ただし大正2,6,8,9, 昭和5,9,14の各年は『小作収入台帳』が欠如しているため、これを除外して算出した。

えることが必要である。その一つは、小作争議の対象が田小作料の減免に向けられたために、畑小作料への影響が比較的に弱かったことである。例えば『小作収入台帳』により三九年と四一年以降の一筆ごとの小作料を対比しても低下した事例を見出すことはできない。尤も小作料を増徴した事例もまた見出せないが。いま一つは、畑地が田地に較べて凶作にあう度合が少く、概して安定していたことである。その指標として田・畑別小作料の減額比率を挙げれば第五七表のようである。ここで覗えるように、小作料の減額比率は、明治期を通して田が一〇～三〇%、畑が五%以内である。

かくして当家の土地にたいする関心は、醸造業の発展と畑小作の安定とから専ら畑地に向けられるようになったといつてよいであらう。

最後に、地主的土地所有と高利貸業の関係について考察を進めよう。始めに両者の関係を知るために不動産担保貸金比率を挙げておく(第五八表)。これによれば一般貸のうち不動産担保貸が引続き庄倒的に多いが、小作争議の影響下におかれた四五年にはこの比率が僅かながら低下しているのが注目される。このことは、地主制の動揺を端的に示すものであり、従つてまた地主的土地所有と高利貸資本との抱合関係の弱化を示す一つの指標でもある。こうした傾向は、大正末期以降にもさらに顕著に現われてくるこ

第58表 不動産担保貸金比率

	明治40年	45年	大正5年
	円	円	円
一般貸金額 A	27,170	53,307	48,115
不動産担保貸 B	22,430	40,798	44,405
B/A (%)	83.6	76.5	92.3
職業別比率	%	%	%
農民	97.9	94.4	96.8
小営業者・職人・その他	96.9	58.6	62.5
商人	46.8	56.2	96.4
地主	78.8	88.1	90.4
製造業者	75.0	46.9	0
不明	0	0	0

1. 資料の出所及び算出方法は、第15表と同じ。

とを附記しておきたい。

さて高利貸業は、地主的土地所有の拡大にたいしてどのような機能を果たしたであろうか、貸金担保流れの実態についてみてゆこう。第五九表によれば次のことが指摘できる。第一に、土地買入のうち貸金担保流れは、筆数では一〇六のうち四二で三九・六%、面積では一二町八反のうち五町四反で四二%を占め、三〇年代より僅かながら高くなっている。なお田・畑・宅地別にみると、それぞれ五五・七%、三六・六%、二〇・二%となっており、田地が最も高くなっている。ところでこの貸金担保流れによる土地集積は、三〇年のそれと性格を異にしている。というのは、四〇年代には、先述のように地主制の動揺と土地利廻りの急速な低下がみられ、また一方では貸金返済の渋滞がひどくなったが、当家資本の効率的な運用を図るためには明らかに不利と思われる土地担保を早急に処分しなければならなかったからである。

第二に、三〇年代の分析で試みたと同じく大口(一町以上)と小口(一町以下)とに分けて土地買入状況をみると、大口買入は全くみられない。そこでこれに代る区分として土地買入を商人、地主と農民とに大別すれば、前者は僅かに三筆、一反二畝に過ぎず、しかも貸金担保流れは零である。だから四〇年代における土地集積は、殆ど農民

第 59 表 土地買入と貸金担保流れ

	筆 数	田	畑	宅 地
		反	反	反
土 地 買 入 A	106	46.329	73.029	8.903
商人・地主	3	1.201	0	0
そ の 他	103	45.128	73.029	8.903
貸金担保流れ B	42	25.805	26.816	1.823
商人・地主	0	0	0	0
そ の 他	42	25.805	26.816	1.823
B / A	% 39.6	% 55.7	% 36.6	% 20.2

1. 土地買入筆数及び反別は、前掲第54表によつた。
2. 貸金担保流れ筆数及び反別は、まず『貸金台帳』から抽出し、これを『土地移動登録簿』及び「土地権利証」によつて確認した。
3. 商人・地主と「その他」(これは殆ど農民)の区分は、桜井家よりのききとりによつた。

からなされたといつてよいであろう。このことは、商人や地主たちが土地を売り離さねばならぬ条件が無かつたからではなく、当家が極力土地買入を手控えたためだと思われる。そして貸金担保流れの場合には、商人や地主のごとく概して貸金返済能力の高い層にたいしては元利返済が少々長びいても将来の返済を期待して担保物件を早急に処分することはなかつた。農民の場合には、始めから返済を期待しえなかつたから「改メ貸」を拒否して担保物件をどしどしとり上げたのである。従つて農民にとっては、かなりきびしい措置であり階層「分解」を早める契機となつたといえるのである。こうした事情を考慮に入れると高利貸業が土地集積のために大きな役割を果たしたといつても、それは決して積極的ではなく消極的かつ結果的なものであつたといえるであらう。

(2) 醸造業と高利貸業

まずこの時期における醸造業の發展について概観しておく。發展の指標として販売金額と醸造石数の推移を挙げれば第六〇表のごとくである。販売金額は、年によってかなりの起伏がみられるが、四二年二九千円から大正四年三四千円まで、その増加のテンポは三〇年代よりも鈍つてきている。醸造石数についていえば、醤油が九〇〇石から八〇〇石に漸減したのにたいして味噌は二〇〇石から七〇〇石に飛躍的な増加を示している。醸造業のこうした変化は、長期的不況と醸造業者間の競争の激化によると思われる。競争についてのみ触れると、都市に主な市場をもつ味噌は勿論のこと農村に足場を置く醤油も益々その渦中に捲込まれ、新しい市場の開拓を困難にするとともに従来のような有利な販売ができなくなつ

第 60 表 味噌・醤油販売金額及び
醸造石数の推移

	味噌・醤油 販売金額	醸 造 石 数	
		味 噌	醬 油
	円	石	石
明治42年	29,063	230	909
43	29,311	285	900
44	31,839	400	845
45	34,466	504	820
大正 2	38,856	401	814
3	一	504	845
4	34,195	735	796

1. 「(醸造業)諸報告書」(『日誌』記載)による。

てきた。

「醸造業ニ至リテハ去四十三年度ノ仕込高、売石数増減ナシトモ、利益ニ至リテハ、醬油石当円ニシテ味噌ニ至リテハ石当石ニ該当セリ。是レハ石巻支店〔味噌販売が主：筆者註〕並ニ佐沼方面ノ得意先〔醬油販売が主：筆者註〕ハ勢ヒ競争ノ傾キアルタメナリ。殊ニ味噌ニ至リテハ、石巻ニ於テ仕込石ノ五分（約二百石）ノ石数ヲ販売スルタメ割安ニ販売セシムルニ因ル。」（四四年度概況『日誌』）

「醬油売行大略昨年ニ大差ナシトモ売代金ニ於テ二千余円ノ不足ヲ示シ、味噌モ昨年ニ比シ一千余円ノ減収ナリ。思フニ原料ノ下落ニ伴フ売価ノ低落ニ基因スルモノナリト雖モ同業者間ノ競争漸ク佳境ニ向ワントスルノ今日亦止ムヲ得サルノ趨勢ナリト思料ス。」（大正四年度末概況『日誌』）

しかしかかる悪条件の下でも味噌だけが飛躍的な増進を示したのは、北上川の改修工事の開始と水害の頻発によつて思いがけぬ需要が出てきたためである。

「北上川ノ改修工事モ本年度ヨリ実施サレントスルノ予想ヨリ人氣モ可ナリ引起チ、營業ノ如キハ昨年度ヨリ味噌ノ大売行キノ為メ製品ニ欠乏ヲ告ケ居ルノ今日又タ來ルベキ北上工事ニ向ケ供給セントスルノ準備トシテ本年度更ニ増石ノ計画ヲ立ツルノ趨勢ニ至リ……」（四五年度概況『日誌』）

「味噌、醬油俄然売行増シタリ、殊ニ味噌ハ水害地ノ補給用トシテ尤モ売行アリ。」（大正二年九月一日『日誌』）

以上のごとき市場条件の大きな変化は、当然のことながら当家醸造業の生産過程における変革を迫った。もしもこの新たな局面に対処しえなければ、地方の大醸造資本によって市場から駆逐されることは必至であった。第一の変革は、機械の導入である。当家では、四〇年から機械をとり入れ、コストの引下げを図りながら競争の激化に対処しようとした。その事情は次のようであった。

「当營業ノ一班ヲ顧レバ一括シテ多望多事ノ歳ナリト思惟セリ。蓋シ社会ノ進運、事業ノ發展ハ、個人処世方針ニ一ノ鞭撻ヲ加エ只進テ取ルノ一策アルノミ、退イテ守ルノ時勢ニ不可ナルヲ見ルノ感アリ。」（四〇年度始概況『日誌』）

「本年ハ進テ改良ノ利器ヲ応用セント覚悟セリ。」（四〇年九月四日『日誌』）

「去八月以降ヲ始終シ茲ニ世人ノ嘆息セシ四十三年ヲ送ルト共ニ明四十四年度ハ一歩ヲ進メテ業務ノ拡張ヲ計画スルノ盛事トナリ……」（四三年一月三十一日『日誌』）

「進テ取ルノ一策アルノミ」とあるように、当家では他に先んじて「改良ノ利器」の導入を行った。いま醸造設備の拡張状況を示せば第六一表のようである。ここに明らかなように、三〇年代及びそれ以前における倉庫や製造場の新築・増設から、搾油機を始め味噌踏機、豆挽機など労働手段の買入れに主力が注がれるようになってきた。ここに当家の醸造業は、単純ながら機械制工業の段階に入つたのである。とはいへ味噌・醬油生産にとって最も重要な製麴過程は、相変らず棟司の習得した徒弟的技術に任せられている。

第二に、機械の導入とともに注目されるのは作業場内の分業体制が或程度整つてきたことである。労働者数は、三三年の一二二人にたいして四三年には二一人に増加した。そしていままでの作業工程は、棟司の指揮の下に下働きが製麴、压榨、製成、その他運搬、雑業にいたるまで殆どこれを兼ねて行つてきたが、四三年だけについてみると

第61表 醸 造 設 備 の 拡 張 状 況

	建 物	労 働 手 段
明治35~39年 40~44	倉庫2棟 倉庫5棟、仕込室3棟	一 仕込桶38本、槽1、竈1. 挽臼器1、搾油機1.
大正1~5	倉庫6棟、仕込室6棟	仕込桶6本、槽1、味噌 踏機1、豆挽機1、搾油 機1.

1. 『日誌』より拾集.

下働き(一人)、米搗き(七人)、桶匠(二人)、雑仕事(二人)とに分れてそれぞれの作業に専念するようになった。この作業場内の分業体制は、いうまでもなく労働の生産性を高め、相対的剰余価値生産を先の絶対的剰余価値生産につけ加えることを意味する。

次に流通過程の変化についてみよう。第一に、購買過程。ここでは原料の取得方法の変化についていえば、三〇年代と殆ど異なることなく直接買、前金買か或は小作米穀への依存であった。このうち前金貸が、以前より一層減少したであろうことは容易に想像しうるところである。確かな証明にはならないが、三〇年代以前の『日誌』に頻繁に出てきた前金貸の記述が全く見られなくなっている。小作米穀への依存度はどの程度であつたらうか。第六二表により仕込所要量にたいする小作米穀の受入比率をみると、大豆と小麦は僅かに一〇〜一五%くらいで、殆ど停滞している。なかでも大豆は、仕込所要量の著しい増加に追付けずにその比率を低下せしめている。小作米穀への依存度の停滞は、一層直接買を必要ならしめた。しかしこれとても地方商人が大豆や小麦の買入れに入込み、価格を吊上げ、また原料取得をも困難にさせていたから、原料市場における当家の

第62表 原料別仕込所要量と小作米穀受入

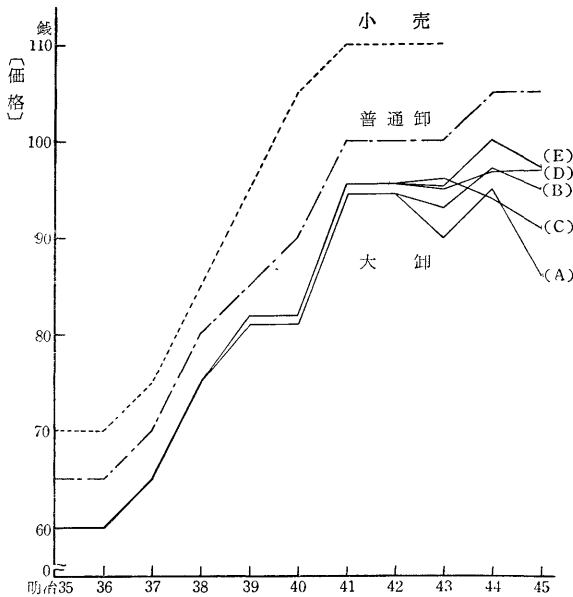
	米			大豆			小麦			米		
	仕込所要量	小作受入	比率	仕込所要量	小作受入	比率	仕込所要量	小作受入	比率	仕込所要量	小作受入	比率
明治42年	石 92	石 92	100	石 685	石 96	14	石 455	石 46	10	石 50	石 25	
43	114	0	0	735	98	13	450	52	12	50	30	
44	160	73	46	826	103	13	426	61	14	一	35	
45	202	202	100	914	110	12	410	60	15	50	20	
大正 2	161	154	96	808	106	13	407	63	16	50	21	
3	202	148	73	927	87	9	423	64	15	50	0	
4	294	71	24	1,133	115	10	398	0	0	61	31	

1. 資料の出所及び算出方法は、第39表と同じ。

地位は極めて不安定であった。こうした市場の変化にたいして当家では、原料市場を地元に限らず外に向けるようになった。満洲大豆を輸入れるようになったのは大正二年からである。

「東京深川佐賀町榊原忠司ノ店員来り、鉄嶺大豆ノ見本持参。石巻着百斤五円二十銭百呎丈注文セリ。」（大正二年一月三日『日誌』）

販売過程における変化は次の二点である。第一に、四四年から当家の小売を廃止し、卸売問屋及び小売商にたいする卸売に専心するようになったこと、第二には競争が激しくなるにつれて市場拡大が困難となったことである。このことは、とりもおさずいままでのような有利な価値実現の場が狭まってきたことを意味する。一例として醤油の販



第8図 醤油の小売・普通卸・大卸価格
(8升基準)の動向

1. 桜井家『日誌』により作成。但し価格はすべて1月1日現在。
2. 大卸価格のうち(A)は石巻支店、(B)は桜場支店(郡内上沼村)、(C)は太田商店(郡内佐沼町)、(D)は沼田商店、(E)は佐藤商店(本吉郡志津川町)である。

売価格を挙げれば第八図のようである。これによればまず三九年から開き始めた小売と卸売価格との差は四三年の小売の廃止によって自然に解消した。それ以後になると新たに普通卸と大卸、また大卸のなかの価格差がでてきた。すなわち大卸の場合には、(A)(C)のごとき競争の激しい農村都市部とそうでない(B)(D)(E)との価格がほうき状に広がっている。四三年を境としたこの価格差は本質的に異なっている。というのは、四三年以前は、小売の場における「商略及び偽瞞」に基くものであり、四三年以後は市場価格の操作いい換えれば競争によってつくり出された価格差だからである。ここにはっきりと販売過程における価値実現の困難な状況を覗うことができるのである。

新たな局面に立たされた当家では、先述したように他に先んじて機械の導入、作業場内の分業体制を整え、労働生産性を高めながらこれに対処した。そして小醸造業者を駆逐しながら登米郡においては「金城湯池」といえる程に市場を掌握したのである。

ここで当期における醸造利潤の推移についてみておこう。具体的な考察に入る前に、次のことを予め附記しておきたい。すなわちこの時期における味噌の利潤は、平均売上価格が不明であるためこれを省略したこと、及び醤油の原価構成のうちC部分のなかには労働諸手段の原価償却費が含まれておらず、従って利潤率が過大となっていることである。第六三表をみよ。剰余価値率は、ほぼ一、〇〇〇％前後、利潤率は六五％前後となり、いずれも三〇年代より高くなっている。この高利潤は、どのような機構の下で取得されたのであろうか。第一に、売上価格と製造原価との推移をみると、三〇年代に特徴的にみられた前者の後者を常に上廻る跛行的な騰貴傾向が喪失し、いまや両者は殆ど平行線を描きながら変動している。先に触れたように、競争の激しさを反映して、原料の購買過程でもそうであったように販売過程においてもうま味のある価値実現ができなくなったことを示しているのである。第二

に、以上の前期的利潤といえる部分の縮小を補充する要因として、機械の導入及び作業場内の分業体制の整備に伴う特別利潤を挙げることができると思われる。二、三の事例を挙げれば次のごとくである。

「醬油ニ至リテハ、本年七月以前ヨリ七月以後ノ月計表ヲ以テ見レバ、石当リ割合良好ヲ来シタリ。是レハ搾油機械ノ改良ト製成方法トノ改善ニ基クモノト思惟セリ。」（四四年度概況『日誌』）

「醬油ハ昨年一月ヨリ金五錢方直上^{〔値〕}ゲシタリシモ新式搾油機ノ成績ニ鑑ミ、多少地方ニ依リテハ割引ヲナシタル分アレドモ、^{〔値〕}結極手取りニ於テ平均二三錢 増加スルニ至リ……」（四五年度概況『日誌』）

最後に、醸造業と高利貸業の關係の変化をみながら、高利貸業の果した機能について考察しよう。第六四表によれば次のことが指摘できる。第一に、両事業を結ぶ一つの絆であつた高利貸業への繰入資本が四一年の一、四二一円を以て打切られ、醸造利潤は専ら自業の資本蓄積に振向けられるようになった。これは、醸造業が他事業にたいして圧倒的に優位な

第63表 醬油の原価構成（1石当り）及び利潤率

	單位	明治42年	43年	45年	大正2年	3年	4年
売 上 価 格 W	円	20.09	19.36	21.89	23.40	20.95	19.70
原 材 料 量 C	円	9.02	8.59	9.54	10.35	10.08	8.15
経 費 賃 V	円	0.66	0.94	0.90	0.93	0.81	0.91
勞 賃 V	円	0.80	0.86	1.16	1.21	1.09	0.93
製 造 原 価 C+V	円	10.48	10.38	11.60	12.49	11.98	9.93
總利潤 M=W-(C+V)	円	9.61	8.98	10.29	10.91	8.97	9.71
租 税 公 課 A	円	2.27	2.37	2.47	2.36	2.13	2.27
純 利 潤 M-A	円	7.34	6.49	7.82	8.55	6.84	7.44
剩 余 価 値 率 M/V	%	1,201.3	1,044.2	887.1	901.7	822.9	1,044.1
利 潤 率 $\frac{M-A}{C+V}$	%	70.0	62.5	67.4	68.5	57.1	74.5

1. 資料の出所及び算出方法は、第19表と同じ。ただし不変資本(c)のなかには機械、器具等の原価償却費は含んでいない。

農村高利貸資本の展開過程(三)

地位を築きつつあるとき、また一方では地主制の動揺、高利貸業における貸金返済の渋滞が益々ひどくなりつつあるとき、当然の措置であったといわねばならない。第二に、両事業間の資金貸借もかなり変化した。すなわち高利貸業からの借入は、年々増加しているが、これにたいして高利貸業への貸付は少く、しかも四五年以後には全く姿を消している。かくして三〇年代にみられた迂回的・三位一体的な蓄積方式は、一方的な蓄積方式に変わり、高利貸業は、貸付を増大しながら醸造業の強化に当てられることとなった。

「味噌ハ本年四月ニ於テ新二百二十五石ノ増石、増資ヲナセシトモ、此資本ハ味噌ノ利益金ニアラズシテ他ヨリ資本ヲ供給セシ感アリ（貸金帳ヨリ）。」（四四年度末概況『日誌』）

高利貸業からの借入金は、ただ原料買付だけでなく、醸造設備の拡張にも使われたものと思われる。借入金の利子は、いままで三％という低利ではあってもとも角これを取得し、諸事業にたいする高利貸業の主体性を保ってきたが、この時期には殆ど無利子となっている。前にも触れたようにこうした無利子貸付金の増大は、高利貸業資本の運用の観点からいえば、明らかに死蔵に等しい。いい換えれば、高利貸業の主体性の喪失、醸造業への従属の強化を端的に示しているのである。四〇年代の高利貸業は、このように自らの発展を犠牲にしながら醸造業の資本蓄積に大きな役割を果たすようになったといえよう。

以上、諸事業の展開過程と高利貸業との関連、及びその機能について素描してきた。三〇年代に対比しうる特徴

第 64 表 醸造業と高利貸業との
資金貸借

	高利貸業 への貸付 資本	高利貸業 からの借 入	高利貸業 への貸付
	円	円	円
明治41年	1,421	2,108	3,112
42	0	8,202	5,233
43	0	4,775	1,814
44	0	10,806	130
45	0	9,161	0
大正 2	0	12,996	0
3	0	6,905	0

1. 資料の出所は、第42表と同じ。

は、高利貸業、地主的土地所有、醸造業とも大きく変貌したが、諸事業の利廻りの変化に端的に現われたごとく前者は後退、後者は発展の方向を歩みながら、事業内容においては益々半封建的ないし前期資本的性格を弱めていった。そして三〇年代にはっきりと看取できた各事業の三位一体的關係が、主軸としての醸造業の資本蓄積を促進する結合關係に変わってきたことである。こうした変化の中で高利貸業は、依然として地主的土地所有拡大のための機能を果たした。しかしそれは以前のように積極的なものでなく、当家の資本循環を円滑にするための消極的な土地集積であった。そして醸造業にたいしては、無利子かつ豊富な資金を供給しつつ資本蓄積を促進したのである。

註(1)

宮城県下の凶作事情及び「東北凶作救済資金」の詳細については、七十七銀行編『七十七年史』三九二―九頁参照。

(2) 県知事が産業組合設立の勸奨に積極的に乗出したのは明治四三年からであつた。参考までに同年六月に行われた「郡市長会議における知事の演説」を挙げておく。

「政府ハ外交ニ内政ニ著ク其取志ヲ実現シ朱ニ現下ノ最急務ニシテ最難事タル財政ノ整理ニ經濟ノ發展ニ銳意画策シテ国力發展ノ基ヲ固フセンコトヲ期セラレ本県亦此際大ニ国民民福ノ増進ヲ計リ振ツテ從來ノ面目ヲ一新スヘキ 秋ナリト信ス故ニ更ニ諸国ニ向ツテ一層ノ熱慮ト奮励トヲ望マサルヲ得ス從來普通農事ハ勿論水産畜産ノ改良ニ産米ノ検査、蚕糸業ノ奨励、桑園増殖耕地整理ノ実行、植林ノ計画並ニ諸産業ノ開発等屢々訓示シタル事項少カラサリシ奨励ノ効果年一年ニ発達ノ氣運ニ向ヒツアルハ誠ニ喜フヘク深く諸君ノ苦心ヲ多トスル所ナリ……今ヤ各府県産業ノ狀態ニ徴シ決シテ目下ノ進歩ニ安ンスヘキノ秋ニアラサルヲ以テ更ニ産業ノ發展ヲ企画スヘク而シテ此目的ヲ達成センニハ官民一致協力東北振興ノ先驅ヲ以テ自任シ緊忍奮闘スルノ覚悟ナカルヘカラス、然ランニハ先ツ準備トシテ生産ノ現況及発達程度ノ調査ヲ行ヒ緑由ヲ公表シテ各自ノ注意ヲ喚起シ前途ノ方針ヲ確立セシメ亦一面産業組合ヲ奨励シテ其設立ヲ促シ以テ生産ノ發展ニ資スルハ寔ニ現下ノ緊急事業タルヲ信ス而シテ始メテ彙ニ拳ケタル各種産業ノ如キモ由ヲ以テ振興スヘク生産者モ亦由ヲ以テ奮起スルニ至ルヘシ……抑産業組合設立ノ必要ナルハ本官赴任ノ当時親シク訓示シ又昨年会合ノ節モ県治ノ一要項トシテ特ニ希望ヲ縷述セル所アリシヲ以テ諸君モ亦夫々画策スル所アルヘシト信ス……」(豊里村役場所蔵資料)。

(3) 東北地方における信用組合の性格については、岡田和喜「産業組合中央金庫の設立意義―その設立経過の歴史的分析的

「試論」(『金融経済』、永田清先生追悼号)一五九頁参照。

(4) この点については、例えば白川清「資本主義の発展と地主制」(本誌一〇卷一號、一三五頁)を参照されたい。

(5) 登米町における小作爭議の発生から終熄までの過程は、ききとりによれば次のようであつた。四一年旧正月に、小作人の間で七公三氏という高い小作料では生活ができないとの話合いがもとで、まず町内西釘田部落の芳賀永四郎家で発起人会を開き、三月三日には前舟橋の川村家に集つて小作同志会を結成した。小作同志会に加盟した者は、登米町の小作人が主で約六百人であつたという。加盟者は、五箇条の規約(申合せ事項)の下に強く結束した。それは、(一)小作人の社会的・経済的地位の向上を一致団結して図る、(二)土地取上げがあつた場合には、個人で処理することなく、必ず同志会を通して解決を図る、(三)経費は、同志会のお金で動かす場合に一件につき二錢ずつ負担する、(四)警察にたいしては何時如何なるときでも暴力を用いてはならず、同志会の名において解決する、(五)小作料の引下げ交渉が不成功に終り、もしも小作人が困るような場合には同志会で救済することであつた。かくして三月初旬から爭議が始つた。まず小作同志会は、裁判所と町役場に陳情書を提出し、次いで地区別に交渉委員を設け、各地主に文書を以て小作料の減免を始め五項目を要求した。このデモと交渉に参加した人員は、宝江及び吉田両村からの参加者を含めて総勢六、〇〇〇人に達したという。こうした小作爭議にたいして地主会の結束も強く、爭議は耕作放棄にまで発展した。しかし爭議が長びくにつれ、桜井家や新妻家のような温情的な地主は、単独で小作農民の要求をのみ、三月下旬には約九割以上が解決したという。

(6) 宮城県では、産米検査合格米を上^二電^一、並^二園^一、等外^二金^一と称しており、このうち^三電^一にたいして地主は石当り一四の奨励金を出すことにしていた。(『宮城県勸業報告(六拾貳号)』四三―四頁)。

(7) 宮城県農会「宮城県地主会決議問題」(『中央農事報』一二二號、二九―三〇頁)。

(4) 要 約

四〇年代における当地方の経済は、資本主義の発展に伴う農業構造の変化によって大きく変貌した。とくにこの変貌を促進する要因として注目されるのは、新たに芽生えてきた資本と地主制の矛盾を縫合するための農業諸政策

であり、また凶作にたいする東北救済であつた。こうした新しい段階を迎えた高利貸業は、当然のことながらその存立条件の変化を余儀なくされた。すなわち高利貸業は、凶作と長期的不況の下で三〇年代より以上に發展しうる条件が与えられた。しかし一方において、農業生産力の上昇と農業信用諸機關の進出など高利貸業の發展を阻止する条件もさらに強くでてきた。三〇年代に對比しうる諸特徴を列挙すれば次のようである。

(1) 高利貸業の發展が停滯してきた。このことは、高利貸業者数の減少傾向のなかにも覗えたとし、また桜井家の高利貸業資本の停滯のなかにもはっきりとみることができた。

(2) 高利貸資本の本来的かつ特徴的な性格が次第に喪失し始めた。端的な指標として貸付対象の変化を挙げれば農民貸が減少したこと、及び彼等への貸金利率が著しく低下し、かつての偶然的・非法則的な利子収奪機構が弱まってきたことのなかにみることができた。しかしこのことは、借手の恣態、生産諸条件の変化に基づくものでない以上、決して高利貸資本の性格が本質的に變つたとはいえない。

(3) 高利貸の利率は、近代の利子体系に次第に包攝されながら事実上その運動法則に規制・順応されるようになった。それは、高利貸の利率の独特の変動——凶作時に上昇、豊作期に低下——が全くなくなり、東京及び仙台銀行貸付利率と類似した動きを示しながらそれに吸込まれつつあることのなかにみることができた。この事實は、視角を変えていえば、産業資本——或はその一派生形態である（近代的）貸付資本——が高利貸資本を従属し、農村における貨幣資本を自己の資本蓄積に向けるための基盤——底流——の形成及び發展を意味する。

(4) 高利貸資本の特徴的な機能である土地集積は、この時期にも引続き進行した。しかしそれは、小作爭議をきっかけとして起きた地主制の動揺及び土地利廻りの低下とからもはや積極的ではなくなり、当時の貸金返済の渋滞

を緩和するための消極的かつ結果的なものであった。

(5) 桜井家高利貸業の特殊な機能であるが、醸造業にたいして無利子かつ豊富な資金を貸付けながら資本蓄積を促進した。このことは、当家の資本蓄積様式の変化、いい換えれば高利貸業、地主的土地所有及び醸造業の三位一体的な関係から、醸造業の資本蓄積を主軸とした結合関係に変わってきたことの具体的な姿である。(未完)

(研究員)